

となみ衛星通信テレビ ケーブルひかり With NTT 西日本 インターネット接続サービス契約約款

第1章 総則 （重要事項ですので必ずお読みください。また、お読みになった後も保管をお願いいたします。）

【約款の適用】

第1条 となみ衛星通信テレビ株式会社（以下当社といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に従い、インターネット接続サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これに基づきインターネット接続サービスを提供します。

【約款の変更】

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

【用語の定義】

第3条 約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|--------------------|---|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 電気通信回線設備 | 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備 |
| 4 電気通信回線 | 電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備 |
| 5 インターネット接続サービス | 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス |
| 6 インターネット接続サービス取扱所 | インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 <p>当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所</p> |
| 7 契約 | 当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約 |
| 8 契約者 | 当社と契約を締結している者 |
| 9 契約者回線 | 当社との契約に基づいて設置される電気通信回線 |
| 10 端末設備 | 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの |
| 11 端末接続装置 | 端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備 |
| 12 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備 |
| 13 自営電気通信設備 | 第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 14 相互接続事業者 | 当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者 |
| 15 技術基準 | 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準 |
| 16 消費税相当額 | 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

第2章 契約

【インターネット接続サービスの種類等】

第4条 契約には、料金表に規定する種類があります。

【契約の単位】

第5条 当社は、契約者回線1回線毎に1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

【契約者回線の終端】

第6条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

【契約申込みの方法】

第7条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類
- 契約者回線の終端とする場所
- その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

【契約申込みの承諾】

第8条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。)以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為

- 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをたはる行為
- 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

- 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といいます)に利用させる目的で、かつ当該関係者のインターネット接続サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの約款を遵守させる義務を負うものとします。
- 前項の場合、契約者は、当該関係者がこの条の各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この約款の各条項が適用されるものとします。

【情報等の削除等】

第17条 当社は、契約者による本サービスの利用が第16条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由でインターネット接続サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- 第16条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
- 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
 - 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第4章 付加機能

【付加機能の提供等】

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第5章 回線相互接続

【回線相互接続の請求】

第19条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

【回線相互接続の変更・廃止】

第20条 契約者は、第19条（回線相互接続の請求）の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
2 第19条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第6章 利用中止及び利用停止

【利用中止】

第21条 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 第23条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
- 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
- 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

【利用停止】

第22条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのインターネット接続サービスの利用を停止することができます。
(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。
- 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明した場合。
- 第40条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反した場合。
- 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続した場合。
- 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃
- 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、

止しない場合。

- インターネット接続サービスの利用が第16条（禁止事項）の各号のいずれかに該当し、第17条（情報の削除等）第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
- 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行った場合。

2 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 利用の制限等

【利用の制限】

第23条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うために、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通音量を制限することができます。
4 当社は、契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、インターネット接続サービスに使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合、および契約者間の公平性を確保する必要がある場合、速度や通音量などを制限することがあります。
5 インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

【児童ポルノ画像のブロック等】

第24条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
2 当社は、前項の措置に伴い必要限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
3 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

【青少年にとって有害な情報の取扱について】

第25条 契約者は、インターネット接続サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」)第2条第11項の特定サーバー管理者（以下「特定サーバー管理者」という。）となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。
2 契約者は、インターネット接続サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、

第1条に規定する情報を除く。以下同じ）の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。

- 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。
- 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。
- 青少年にとって有害な情報を削除する。
- 青少年にとって有害な情報のURLをフィルタリング提供事業者に対して通知する。

3 当社は、インターネット接続サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。
4 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。
5 前項の場合であっても、当社は第2項（4）の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

第8章 料金等

第1節 料金

【料金の適用】

第26条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能利用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

【利用料等の支払義務】

第27条 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）の属する月の翌月から起算して、契約の解除があった日（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した月と解約又は廃止があった月が同一である場合は1月間とします。）について当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

別表

【ケーブルひかり With NTT 西日本】TST ひかり電話料金表

1. TST ひかり電話 基本月額料金

※表内の金額はすべて税込の金額です。

| 区分 | TST ひかり電話 | TST ひかり電話 A(エース) |
|-------------------------------|-----------|---|
| 月額基本料 ^{1)*2} | 550 円 | 1,650 円 |
| 月額基本料に含まれる通話料分 | － | 528 円分の通話ができます(最大 3 時間相当) |
| 通話料繰越 | － | 1 ヶ月繰越 |
| ひかり電話機器利用料 ³⁾ | 220 円 | 220 円 |
| 月額基本料で利用できる付加機能 ⁴⁾ | － | 発信者番号通知 通話中着信通知 自動転送 ナンバー・リクエスト 迷惑電話ブロック 着信お知らせメール |

*1: 月額利用料に含まれる通話料分の適用開始日について月額基本料に含まれる通話分の適用は、TST ひかり電話 A(エース)の場合、ご利用開始月の翌月からとなります。

*2: NTT 東西の加入電話、ISDN、IP 電話への通話が対象です。他事業者、携帯電話等への通話は対象となりません。月額基本料に含まれる通話分は、8.8 円/3 分で計算します。また、最大通話時間は通話毎の通話時間により異なります。

*3: TST ひかり電話のご利用には、「ひかり電話対応機器」が必要です。当社よりレンタルされた場合の料金です。

*4: 各付加サービス 1 契約ずつとなります。
・「複数チャネル」を利用の場合、「通話中着信通知」は利用できません。
・「FAX お知らせメール」利用の場合「自動転送」は利用できません。

※ケーブルひかり新規加入申し込み月の月額基本料、付加サービス利用料はかかりませんが、通話料はお支払いいただきます。通話のご利用のない月にも月額基本料のお支払いは必要です。解約月は全額のお支払いが必要です(日割り計算しません)。
※別途、1 電話回線ごとに毎月ユニバーサルサービス料がかかります。

2. 付加機能月額料金

※表内の金額はすべて消費税込みの金額です。

| 付加機能 | 料金 |
|--|-------|
| 発信者番号表示 (かけてきた相手の番号を表示)*a | 440 円 |
| 通話中着信通知 ^{b)} (通話中にかかってきた電話を受けられる) | 330 円 |
| 自動転送 (かかってきた電話を外出先の電話で受けられる)*c | 550 円 |
| ナンバー・リクエスト (電話番号非通知の相手に自動音声で対応)*d | 220 円 |
| 迷惑電話ブロック (迷惑電話をシャットアウト) | 220 円 |
| 着信お知らせメール (不在時も電話の着信をメールでお知らせ) | 110 円 |
| FAX お知らせメール (FAX 受信をメールでお知らせ) | 110 円 |
| 複数チャネル (同時に 2 回線使える) | 220 円 |
| 追加番号 (電話番号の使い分けが可能) | 110 円 |

*a 発信者電話番号表示のご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応電話機が必要です。

*b 複数チャネルはご利用になれません。

*c FAX お知らせメールはご利用になれません。

*d 発信者番号表示のお申し込みがあわせて必要になります。

3. TST ひかり電話通話料 (国内通話/国際通話)

※表内の金額はすべて消費税込みの金額です。

| 区分 | 東日本エリア | 西日本エリア | |
|---|---|--|---------------|
| 加入電話、INS ネット、TST ひかり電話、NTT 東日本・西日本提供のひかり電話 (法人向けひかり電話含む*)への通話 ²⁾ | 8.8 円/3 分 | | |
| 音声 | 携帯電話への通話 | 【グループ 1-A】 株式会社 NTT ドコモ ソフトバンク株式会社 (旧社名:ワイモバイル株式会社) | 17.6 円/60 秒 |
| | | 【グループ 1-B】 沖縄セルラー電話株式会社 KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 (旧社名:ソフトバンクモバイル株式会社) | 19.25 円 /60 秒 |
| | 【グループ 1-D】 株式会社 NTT ドコモ (ワンナンバー機能により着信する場合) | 11.88 円/3 分 | |
| | 【グループ 2-A】 株式会社エス・ティ・ティ エムイー | 11.44 円/3 分 | |
| 050IP 電話への通話 | 【グループ 2-B】 株式会社 STNet 株式会社 NTT ぶらら 九州通信ネットワーク株式会社 株式会社ケイ・オブティコム ソフトバンク株式会社 (旧社名:ソフトバンク BB 株式会社) 中部テレコミュニケーション | | 11.55 円/3 分 |

| | | | | |
|-------------------------|---------------------------------|--|--------------|--------------|
| | | ン株式会社 東北インテリジェント通信株式会社 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ | | |
| | | 【グループ 2-C】 エス・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社 NTT ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 (旧社名:ソフトバンクテレコム株式会社) フュージョン・コミュニケーションズ株式会社*6 ZIP Telecom 株式会社 アルテリア・ネットワーク株式会社 | 11.88 円/3 分 | |
| | PHS への通話 | 区域内 | 11 円/60 秒 | |
| | | ～160km | 11 円/45 秒 | |
| | | 160km 超 | 11 円/36 秒 | |
| | | 上記通話料金のほかに通信 1 回ごとに | 11 円 | |
| ポケベル等 ³⁾ | ポケベル等 (020 で始まる番号)への通信 | 上記通話料金のほかに通信 1 回ごとに | 16.5 円 /45 秒 | 16.5 円 /40 秒 |
| | | 上記通話料金のほかに通信 1 回ごとに | 44 円 | |
| データ接続通信 ^{4)*5} | データ接続通信対応機器からデータ接続通信対応機器へのデータ通信 | 利用帯域: 64Kbps まで | 1.1 円/30 秒 | |
| | | 利用帯域: 64Kbps 超～512Kbps まで | 1.65 円/30 秒 | |
| | | 利用帯域: 512Kbps 超～1Mbps まで | 2.2 円/30 秒 | |
| | | 利用帯域: 2.6Mbps まで | 16.5 円/3 分 | |
| | | 利用帯域: 2.6Mbps 超 | 110 円/3 分 | |
| テレビ電話 | テレビ電話対応機器から FOMA へのテレビ電話通信 | テレビ電話対応機器からテレビ電話対応機器へのテレビ電話通信 ²⁾ | 33 円/60 秒 | |
| | | 上記以外の通信 ²⁾ (音声・データ接続通信・テレビ電話を複数同時利用した場合 ⁴⁾ 等) | 16.5 円/3 分 | 110 円/3 分 |
| 国際通話 | | アメリカ合衆国 (ハワイを除く) への通話: 9 円/60 秒 中華人民共和国 (香港及びマカオを除く) への通話: 30 円/60 秒 大韓民国への通話: 30 円/60 秒 その他、各国の国際通話料は NTT 西日本音声利用 IP 通信網サービス契約約款に記載のとおり ※国際通話料の場合、消費税は不要です。 | | |

ご注意以下の金額はすべて税込になります。

*1: 「法人向けひかり電話」とは、NTT 東日本・NTT 西日本が提供する「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話 A(エース)」「ひかり電話ビジネスタイプ」「ひかり電話ナンバーゲート」の総称です。

*2: TST ひかり電話 A(エース)の月額利用料に含まれる通話料分の対象通話先となります。ただし、「災害募金番組」への通話は対象外となります。

*3: 東京テレメッセージ株式会社が提供する 020 番号を用いたサービスへの通信が対象です。

*4: 利用帯域の合計に対して適用します。

*5: データ接続通信を複数同時利用した場合、合計利用帯域が 1Mbps 超～2.6Mbps までは 16.5 円/3 分、2.6Mbps 超は 110 円/3 分となります。

*6: 旧株式会社パワードコム。

※TST ひかり電話の通話料はご利用月の翌月にご請求となります。

4. 番号案内 104 利用料金
(電話番号をご案内した場合は、1 案内ごとに番号案内料がかかります。)
※表内の金額はすべて消費税込みの金額です。

| | 区分 | 料金 | |
|-------|------------------------|--------------|--------------------------------------|
| 番号案内料 | 昼間・夜間 (午前 8 時～午後 11 時) | 月に 1 案内の場合 | 66 円/案内 |
| | | 月に 2 案内以上の場合 | 1 案内分 66 円/案内 1 案内を超える部分 99 円/案内 |
| | 深夜・早朝 (午後 11 時～午前 8 時) | 月に 1 案内の場合 | 165 円/案内 |
| | | 月に 2 案内以上の場合 | 1 案内分 165 円/案内 1 案内を超える部分 99 円/案内 |

※電話帳登録のある方、もしくは事前に番号案内をお申込みされた方の電話番号をご案内します。

※一度に複数のお問い合わせをされる場合、ご案内した 1 電話番号ごとに 1 案内としてカウントします。

※電話番号をご案内できなかったお問い合わせ、緊急通報用電話番号(110 番・119 番・118 番)のお問い合わせは、無料とさせていただきます。

5. TST ひかり電話付加サービス工事費

※表内の金額はすべて消費税込みの金額です。

| 区分 | 種別 | 料金 | 備考 | |
|---------------------|--------------------------------|----------------------------------|---------|------------------|
| 基本工事費 ¹⁾ | 交換機等工事のみの場合 | 1,100 円 | 1 工事ごと | |
| | NTT 東日本・NTT 西日本がお伺いして機器工事を行う場合 | 4,950 円 | 1 工事ごと | |
| 交換機等工事費 | 基本機能 | テレビ電話・高音質電話・データ通信 ²⁾ | 1,100 円 | 1 利用回線ごと |
| | | TST ひかり電話 A(エース) ^{3)*5} | 1,100 円 | 1 利用回線ごと |
| | 付加サービス | 追加番号 ³⁾ | 770 円 | 1 番号ごと |
| | | 複数チャネル ³⁾ | 1,100 円 | |
| | | 発信者番号表示 ³⁾ | 1,100 円 | 1 利用回線ごと |
| | | ナンバー・リクエスト ³⁾ | 1,100 円 | 1 利用回線ごと |
| | | 通話中着信通知 ³⁾ | 1,100 円 | 1 利用回線ごと |
| | | 自動転送 ³⁾ | 1,100 円 | 1 番号ごと |
| | | 迷惑電話ブロック ³⁾ | 1,100 円 | 1 利用回線または 1 番号ごと |
| | | 着信お知らせメール ³⁾ | 1,100 円 | 1 番号ごと |
| | FAX お知らせメール ³⁾ | 1,100 円 | 1 番号ごと | |
| | 同番移行 ⁴⁾ | 2,200 円 | 1 番号ごと | |
| | 発信番号通知の変更 | 770 円 | 1 番号ごと | |
| | 機器工事費(ひかり電話対応機器) | 設置費 | 1,650 円 | 1 装置ごと |
| 設定費 | | 1,100 円 | 1 装置ごと | |

ご注意

*1: ケーブルひかりと TST ひかり電話を同時に工事される場合は、TST ひかり電話の基本工事費は減額されます。また、付加サービスの追加など同時に 2 つ以上の工事をされる場合は、2 工事目以降の基本工事費は減額されます。

*2: 平成 22 年 5 月 31 日までに「テレビ電話」「高音質電話」をご利用されていない場合に適用される工事費です。

*3: TST ひかり電話と同時に工事される場合、交換機等工事費は減額されます。

*4: 加入電話等を利用休止して、同一電話番号を TST ひかり電話でご利用される場合の費用です。

別途、加入電話等の利用休止工事費は NTT 東日本・NTT 西日本へお支払いいただく必要があります。

*5: 基本プランから A(エース)へ変更する場合があります。A(エース) から基本プランへ変更する場合はかかりません。

6. 付帯サービスに関する料金等

※表内の金額はすべて消費税込みの金額です。

| 区分 | 料金 |
|-----------|---------|
| 名義変更寿無手数料 | 2,200 円 |
| 電話帳重複掲載料 | 550 円 |

付則

1.この料金表は平成 27 年 12 月 21 日より適用されます。